

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 規 則

ページ

- 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【保健福祉局総務部総務課】 3

### ◇ 告 示

- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】 4
- 道路の供用開始（2件）【建設局総務部管理課】 8

### ◇ 公 告

- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【危機管理室危機管理課】 10

### ◇ 上下水道局

- 特定調達契約の落札者の決定【上下水道局下水道部施設課】 12

**◇北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、勤労青少年ホームに関する規定を削除することにしました。

この規則は、令和2年4月1日から施行することにしました。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 1 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 7 号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

	駐車場	午前 7 時 3 0 分から午後 1 時まで	
北九州市立門司勤労青少年ホーム " 若松勤労青少年ホーム " 八幡西勤労青少年ホーム	午前 1 0 時から午後 9 時まで	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 休日 (3) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日	を

	駐車場	午前 7 時 3 0 分から午後 1 時まで	に
--	-----	------------------------	---

改める。

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市告示第 6 1 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 3 月 1 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所  
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間  
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで  
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで  
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 2 7 4）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 2 年 2 月 1 8 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番
門司区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 2 年 2 月 6 日	西海岸自転車保管所

J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 1 台	令和 2 年 2 月 1 3 日	北九州市小倉北区青葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
	4 台	令和 2 年 2 月 1 7 日	
	9 台	令和 2 年 2 月 1 9 日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	9 台	令和 2 年 2 月 1 7 日	
J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	4 台	令和 2 年 2 月 7 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番
小倉北区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 2 年 2 月 3 日	下城野自転車保管所
	2 台	令和 2 年 2 月 6 日	
	4 台	令和 2 年 2 月 1 2 日	
	1 台	令和 2 年 2 月 1 7 日	
	3 台	令和 2 年 2 月 1 9 日	
	2 台	令和 2 年 2 月 2 5 日	
	5 台	令和 2 年 2 月 2 6 日	
	1 台	令和 2 年 2 月 2 8 日	
モノレール徳力嵐山口停留所周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 2 年 2 月 1 4 日	北九州市小倉南区八重洲町 1 6 番 八重洲自転車保管所
小倉南区自転車放置禁止区域外	4 台	令和 2 年 2 月 4 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所

	3 台	令和 2 年 2 月 1 3 日	
	3 台	令和 2 年 2 月 2 1 日	
	2 台	令和 2 年 2 月 2 6 日	
J R 若松 駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 2 年 2 月 2 8 日	北九州市若松区響南町 8 番 小石自転車保管所
八幡東区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 2 年 2 月 5 日	北九州市八幡西区築地町 1 0 番 築地自転車保管所
	1 台	令和 2 年 2 月 2 7 日	
J R 折尾 駅周辺地区自転車放置禁止区域	8 台	令和 2 年 2 月 2 5 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番
J R 本城 駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 2 年 2 月 2 0 日	長崎町自転車保管所
J R 黒崎 駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 2 年 2 月 6 日	北九州市八幡西区築地町 1 0 番
八幡西区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 2 年 2 月 5 日	築地自転車保管所
	1 台	令和 2 年 2 月 1 3 日	
	1 台	令和 2 年 2 月 2 1 日	
J R 戸畑 駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 6 台	令和 2 年 2 月 2 1 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番
戸畑区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 2 年 2 月 4 日	三六自転車保管所
	1 台	令和 2 年 2 月 7 日	
	2 台	令和 2 年 2 月 1 9 日	

3 台	令和 2 年 2 月 2 0 日
1 台	令和 2 年 2 月 2 1 日
2 台	令和 2 年 2 月 2 7 日

北九州市告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり令和2年3月13日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和2年3月13日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
273	築地汐入線	北九州市八幡西区黒崎城石2280番1地先から 北九州市八幡西区藤田三丁目62番まで



北九州市告示第63号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり令和2年3月13日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和2年3月13日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
4729	藤田26号線	八幡西区藤田二丁目218番2地先から 八幡西区藤田二丁目215番1地先まで
4744	藤田41号線	八幡西区黒崎城石2330番10から 八幡西区黒崎城石2282番2地先まで

## 北九州市公告第174号

一般競争入札により、物件の借入れ及び保守業務契約を締結するので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月13日

北九州市長 北橋 健治

### 1 調達内容

- (1) 物件の名称及び数量 カラー複合機1台
- (2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和2年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 入札方法 モノクロ複写及びカラー複写各1枚当たりの単価（当該単価に1円未満の端数がある場合は、小数点以下第2位までを記載する。）にそれぞれの予定数量（4年間分）を乗じて得た金額の合計金額により行う。ただし、契約は、落札金額におけるモノクロ複写及びカラー複写各1枚当たりの単価契約とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
  - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市危機管理室危機管理課
  - イ 期間 この公告の日から令和2年3月23日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後

5時まで並びに同月24日の午前8時30分から午前10時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第6入札室

イ 日時 令和2年3月24日午前10時

#### 4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約単価に予定数量を乗じて得た合計金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(3) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができる。

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名所及び所在地等

北九州市危機管理室危機管理課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2110

北九州市上下水道局公告第28号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年3月13日

北九州市上下水道局長 中西満信

- 1 特定役務の名称及び数量  
日明浄化センター電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市上下水道局下水道部施設課  
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和2年2月21日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社北九州パワー  
北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号
- 5 落札金額  
5,322万5,087円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
令和2年1月10日
- 8 落札方式  
最低価格による。